

会議名	平成 29 年第 1 回国民健康保険運営協議会 会議結果(概要)
開催日時	平成29年7月31日(月) 午後7時30分～午後9時25分
開催場所	愛知川庁舎 第1委員会室
出席者	被保険者代表 石沼林三郎委員、國領靖浩委員、 保険医・薬剤師代表 森野尚子委員、上林俊明委員 公益代表 小杉格委員、楠神征子委員、宇野久七郎委員
欠席者	被保険者代表 中野芙奈美委員 保険医・薬剤師代表 中村公久委員
事務局	住民福祉部部長 岡部得晴 住民課課長 廣瀬 猛、係長 小泉周子、主査 久保川美晴 税務課課長 北村章夫、課長補佐 澤 孝明、主査 伊藤 圭佑 健康推進課課長 橋爪聖子、保健師 澤村歩美
傍聴者	0人
議 題	平成28度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算について 滋賀県国民健康保険運営方針(案)について
審議内容	別紙のとおり
問い合わせ先	住民課 担当 小泉 連絡先 0749-42-7692

(開会)

1) 会長あいさつ

夜分お集まりいただきありがとうございます。第1回運営協議会を開催させていただきました。すでにみなさま方のところには国民健康保険が県の方に移っていくということをお知らせしています。平成30年度からということで新聞に書いており、第3回試算率も出てきております。方針としての細部は各市町にまかせると書いてありました。そのつもりで愛荘町も進んでいってはどうかと思えます。データヘルス計画があり、今までの国保の会議よりもレベルの高い状態でやっていないと駄目です。初めての委員さんにはわからないことはざっくばらんに聞いていただきたいと思えます。この場ではきたんのない意見をいただきたいと思えます。本日もどうぞよろしくお願ひします。

2) 町長あいさつ

みなさんこんばんは。本年度第1回目の国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ委員のみなさんには夜分おつかれのところまたご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。開会にあたりまして一言ごあいさつさせていただきます。日ごろは町行政諸般にわたりまして、とりわけ愛荘町国民健康保険運営事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、国民健康保険制度につきましては、昭和13年の国民健康保険法の成立に始まり、昭和30年1月には滋賀県で国民皆保険が達成され、昭和36年には全国の市町村で国民健康保険制度が実施され、国民皆保険が達成されるとともに国民の生活を支える重要な役割を担っております。高齢化の進展や医療の高度化、就業構造の変化等の時代の大きなうねりの中、市町が運営する国保財政の安定化のためさまざまな取り組みを行ってきました。

さらに、平成20年には75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度が創設されました。

また、平成27年5月には「持続的可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県が、市町村とともに国保を担うこととされました。

滋賀県においては、「滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会」が設置されるとともに、保険料（税）・保険財政部会他 3 部会において、保険者事務の広域化に向けた検討・協議がなされているところです。

本日の運営協議会におきましては、滋賀県国民健康保険運営方針（案）について事務局から説明があります。

愛荘町国民健康保険の状況であります。世界経済の減速・停滞による雇用情勢の悪化による所得の低下は、国保加入者の所得低下につながっており、国保税収入の低下に直結することとなっています。また、医療の高度化による医療費の増大など、事業運営は年々厳しさを増しております。

こうした中、毎年、一般会計からの支援を受け、運営している国民健康保険事業であります。保険財政の安定的な運営を図るため、平成 27 年度に保険料率の見直しについて、当運営協議会でご協議いただき、答申をいただいた事項を尊重し、平成 28 年度からは、賦課割合の資産割を除いた所得割・均等割・平等割の三方式と新しい税率にて保険税賦課をさせていただいているところです。

本日は、平成 28 年度の決算等について、ご報告させていただき、よりよい国保運営が展開できますようにご意見を賜りたく、よろしくご意見申しあげまして、開会のあいさつとさせていただきます。

3) 自己紹介

委員および事務局がそれぞれ自己紹介

4) 議事録署名委員の選出について

議長（会長）の指名により、森野尚子委員、上林俊明委員に決定

5) 平成 28 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算について

事務局説明の後、質疑・応答

- ・（委員）短期被保険者証と資格証明書は、短期証を出す期間だけ納めていただくのか。

- ・(事務局) 滞納額全体を分割して支払っていただく。分納誓約を取って、しっかり約束した中で証を発行していく。
- ・(委員) 約束を破る人もいるのか。
- ・(事務局) 判定会議があるので、そこで資格証明証に落とすのか判断していく。
- ・(委員) そういう方が納めた分は収入に入るのか。
- ・(事務局) 滞納繰越分に入る。
- ・(委員) 滞納繰越分は増えている。
- ・(事務局) 滞納繰越分は平成 27 年度と比べると 2%上昇している。
- ・(委員) 経済的に苦しくて収納出来ないのか、そうではないのか、どちらなのか。
- ・(事務局) 滞納処分については、財産調査をしていただいた上で、執行停止や差し押さえをする。
- ・(委員) 滞納者が社会保険に入ったときはどうなるのか。
- ・(事務局) 社会保険は最初から始まるが、国保税の滞納は残る。社会保険は安定した給料がもらえるので、分納を守ってもらいたい。
- ・(委員) 歳出の中で介護納付金が約 600 万円減額となっているが、この時代に減額なのか。
- ・(事務局) 2 年後の精算となるので、差引きをする。支払が足りなかったら追加されるし、支払いすぎているなら今回のように減額精算となる。
- ・(委員) データヘルス計画の結論はあるのか。
- ・(事務局) 現在第 1 期データヘルス計画の評価をしている途中である。
- ・(委員) 以前のデータで愛荘町の方は高血圧、虚血性心疾患が多かったように思う。
- ・(事務局) 実際、虚血性心疾患で医療費が多くなっている。
- ・(委員) 愛荘町民の健診データを蓄積して、傾向を検証する必要がある。
- ・(委員) 特定健診の受診率が 48.1% (平成 28 年度暫定) であるが、他市町に比べるとどうか。
- ・(事務局) 平成 27 年度で県平均が 38.2%、愛荘町が 49.4%と県下で 4 番目に高い。平成 28 年度は少し下がったが、最終年度までにはもう少し上げたい。

6) 滋賀県国民健康保険方針（案）について

事務局説明の後、質疑・応答

- ・（委員）データヘルス計画は国民健康保険加入者が対象か。
- ・（事務局）国民健康保険の加入者が対象である。
- ・（委員）対象者の中でどの年齢層が多いか。
- ・（事務局）60歳から74歳までが多い。平成27年3月末の加入者の平均年齢は49.6歳で、県平均は51.7歳となっている。
- ・（委員）国保は自営業の方が多いのか。
- ・（事務局）自営業の方、会社等を退職された方も入られる。75歳になると後期高齢者医療に入るので、その手前の年齢層が多い。データヘルス計画は各保険者毎に作成する。国保は国保で作成し、共済組合は共済組合で作成する。
- ・（委員）平成30年度から都道府県化になるが、各市町によって保険料（税）が違う。合わせることになるのか。それはこれからの課題か。
- ・（事務局）平成30年度から各市町が納付金を県に納めることとなる。7月～8月にかけて3回目の納付金の試算が行われる。12月末には国からの最終データを基に愛荘町の納付金の額が決定される。保険料率については、各市町の国民健康保険が決定する。
- ・（委員）一般会計からの繰入をしているので、ある程度保険税を下げる事ができている。保険税を上げるとまた滞納者が増える。県の保険料統一化になれば、また保険料が上がるのではないか。
- ・（事務局）国民健康保険の都道府県化は、市町が同じ保険料にするのが究極の目的である。しかし、県内各市町高いところから安いところまでである。3市町は愛荘町のように一般会計から繰出している。県は、平成30年度から5年間を猶予期間として、平成35年度には統一化したいと考えている。現在愛荘町も運営方針の検討委員に入っているが、最終的な試算は12月くらいになる。まだ未確定部分が多分にある。
- ・（委員）繰越金が7,500万円ある。
- ・（事務局）平成28年度の決算で一般会計からの繰入は1,500万円くらいに減っている。

- ・(委員) 基金は、保険料の上昇を抑えるために使うのは駄目なのか。
- ・(事務局) 基金は急激な医療費が発生した時に使用する。通常は医療費は設定している税率でまかなえると考えている。前回の税率改正で一般会計からの補填をやめようかという意見もいただいたが、最終的にもう少し延ばすということで税率を設定していただいた。前年度から約 8,300 万円繰入が減っており、一定保険税でまかなえたということになるが、医療費も下がったという特殊なケースになっている。今年度の医療費の動向を第 2 回目、第 3 回目の運営協議会で検証していきたい。

7) 次回の開催日について

■次回開催日

平成 29 年 9 月末～10 月上旬

8) 閉会